

令和4年度 第1回
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

令和4年6月16日(木) 午後7時～
西都市コミュニティセンター3F研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 議事
 - (1) 第3期中期計画(案)について
- 6 その他
 - (1) 令和4年度のスケジュールについて
- 7 閉会

令和4年度 第1回

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

資料

資料1	評価委員会委員名簿	1P
資料2	地方独立行政法人法等 ～抜粋～	3P
資料3	地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例	5P
資料4	地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務運営等に関する規則	7P
資料5	地方独立行政法人西都児湯医療センター定款	17P
資料6	第3期中期計画諮問書	23P
資料7	第3期中期計画（案）	25P
資料8	第3期中期目標・第3期中期計画（案）対照表	39P
資料9	第3期中期目標	59P
資料10	第2期中期計画	65P
資料11	令和4年度審議事項等と評価委員会スケジュール	79P

令和4年6月16日

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会委員名簿

(敬称略)

おち 落	あい 合	ひで 秀	のぶ 信	宮崎大学医学部 教授	
なが 永	とも 友	かず 和	ゆき 之	児湯医師会 会長	
まつ 松	もと 本	ひで 英	ひろ 裕	西都市西児湯医師会 会長	
きり 桐	が ヶ	や 谷	だい 大	じゅん 淳	都農町国民健康保険病院 院長
や 八	ぎ 木	つよし 毅		西都児湯医療センター 前事務局長	

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

くろ 黒	ぎ 木	まさ 正	よし 善	元西都市議会議長 元評価委員会委員長 市民代表
---------	--------	---------	---------	-------------------------------

(任期：令和4年5月19日～令和5年6月24日)

地方独立行政法人法 ～抜粋～

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例 ～抜粋～

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める事項(同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。)の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例

平成 26 年 9 月 19 日

西都市条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 11 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。

(2) 法第 28 条第 1 項各号に定める事項(同項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。)の評価に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域医療対策室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年西都市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○西都市地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務運営等に関する規則

平成27年 9 月29日

規則第34号

改正 平成30年 3 月30日規則第10号

平成31年 3 月29日規則第20号

令和 3 年12月24日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第2条 法第13条第4項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号及び第5項について同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げるもののほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(追加〔平成30年規則10号〕)

(監事の調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

(追加〔平成30年規則10号〕)

(業務方法書の記載事項)

第4条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法人の定款に規定する業務に関する事項

(2) 業務の委託に関する事項

(3) 契約に関する基本的な事項

(4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、中期計画（法第26条第1項前段に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(年度計画の記載事項等)

第7条 年度計画(法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべきものを記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(業務実績等報告書)

第8条 法第28条第2項の報告書には、当該報告書が別表の左欄に掲げる報告書の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を適切な方法により公表するものとする。

(全部改正〔平成30年規則10号〕)

(特定の償却資産の指定)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を特定償却資産(地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。次条において「会計基準」という。)の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用に計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(業務報告書の作成)

第11条 法第34条第2項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 法人に関する基礎的な情報
 - ア 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
 - イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - エ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - オ 常勤職員の数（前事業年度からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への派遣職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
 - ア 財務諸表に記載された事項の概要
 - イ 重要な施設等の整備等の状況
 - ウ 予算及び決算の概要
 - エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
- (4) 事業に関する説明
 - ア 財源の内訳
 - イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、法第27条第1項に規定する年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（追加〔平成30年規則10号〕）

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、5年とする。

（一部改正〔平成30年規則10号〕）

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手續）

第13条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（一部改正〔平成30年規則10号〕）

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(納付金の納付の手続)

第15条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 借入れ又は借換えを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他市長が必要と認める事項
(一部改正〔平成30年規則10号〕)
(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること
(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等にあつては、その適正な見積価額)
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由
(一部改正〔平成30年規則10号〕)

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する法人全ての内部組織(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(法第56条の2第1号に規定する再就職者をいい、離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた法人全ての内部組織であつて再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(追加〔平成31年規則20号〕)

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、役員(非常勤の役員を除く。)及び課長以上の職とする。

(追加〔平成31年規則20号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法人の成立の日から施行する。

(一部改正〔令和3年規則49号〕)

(経過措置)

- 2 法人の成立後最初の中期計画について、法第26条第1項前段の規定により認可を受けようとする場合における第3条第1項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

(一部改正〔令和3年規則49号〕)

(令和4年度の特例)

- 3 令和4年度からの中期計画について、法第26条第1項前段の規定により認可を受けようとする場合における第5条第1項の規定の適用については、「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の90日前までに」とあるのは、「法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく」とする。

(追加〔令和3年規則49号〕)

附 則 (平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第8条関係)

(追加〔平成30年規則10号〕)

報告書の区分	項目	記載する事項
1 事業年度における業務の実績及び当該業績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	(1) 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ア 中期計画及び年度計画の実施状況 イ 当該事業年度における業務運営の状況 ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

		<p>エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p>

		ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
3 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	中期計画に定めた項目	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合には次のアからエまで、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>

地方独立行政法人西都児湯医療センター定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員及び職員（第7条—第14条）

第3章 理事会（第15条—第17条）

第4章 業務の範囲及び執行（第18条—第20条）

第5章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、西都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、西都市大字妻1550番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事3人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、西都市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を西都市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法第13条第6項第1号に規定する書類

(2) その他西都市の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員任命)

第10条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(役員任期)

第11条 理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までの期間とする。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第12条 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員に関する事項)

第13条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置等)

第14条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会開催の求めがあつたときは、理事会を招集しなければならない。

(運営)

第16条 理事会に議長を置き、理事長の職にある者をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、理事会を組織する者の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

(5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 法人の規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止に関する事項を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(病院の設置)

第18条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

(業務の範囲)

第19条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療を提供すること。

(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 医療に関する研修を行うこと。

(4) 健康診断等の予防医療を提供すること。

(5) 災害時における医療救護を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により西都市が出資する。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、西都市に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この定款の施行の日以後最初の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、当該日から起算して3年（理事及び監事にあっては1年）を経過した日後における最初の3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

西地第37号
令和4年6月1日

地方独立行政法人西都児湯医療センター
評価委員会 御中

西都市長 橋田 和実



地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期計画について（諮問）

別添のとおり地方独立行政法人西都児湯医療センターから第3期中期計画（案）が提出されましたので、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき認可するに当たり、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例（平成26年西都市条例第28号）第2条第1号の規定により、貴委員会の意見を求めます。

地方独立行政法人西都児湯医療センター第3期中期計画(案)

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センター(以下「法人」という。)は、地域に必要な救急医療体制を備えた病院として、定款第1条に定める設立目的である、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与して、患者や地域に信頼される公的医療機関として安定的かつ継続的な運営を目指す。

特に、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、感染患者の治療やワクチン接種等に積極的に臨み、公的医療機関としての役割を果たすと同時に、常勤医師の確保等によって医療機能の充実と経営基盤の安定に努める。

西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組む。

そこで、西都市長から示された中期目標を達成するため、以下の中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

2022(令和4)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

現在、西都児湯医療圏からは約5割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携をして、医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。更なる常勤医師の確保に努め、緊急性の高い脳疾患や整形外科及び当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の診療体制の整備を図り、二次救急医療の提供を行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
手術件数(件)	98	155
内視鏡検査件数(件)	154	170

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

夜間急病センターを備える西都児湯医療圏で唯一の医療機関として、地域住民のニーズに応えられるよう、医療職の確保とレベルの向上を図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学医学部の協力を得て、救急受入体制の確実な維持と充実に努める。また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする医療圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行った上で搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
救急車搬入件数(件)	576	800
救急車応需率(%)	60.5	68.0

(3) 地域医療連携の推進

西都児湯医療圏の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と協力体制を強化し、病病連携・病診連携を推進する。地域の医療機関と協力し紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

指標	2020年度実績	2024年度目標
紹介率(%)	20.3	24.0 以上
逆紹介率(%)	76.2	60.0 以上

◆ 紹介率:

$\text{紹介患者数} \div (\text{初診患者数} - \text{初診の救急車搬入患者数} - \text{初診の夜間休日受診患者数}) \times 100$

◆ 逆紹介率:

$\text{逆紹介患者数} \div (\text{初診患者数} - \text{初診の救急車搬入患者数} - \text{初診の夜間休日受診患者数}) \times 100$

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

在宅医療の充実に向けて、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、入院患者の在宅医療への移行が円滑に行えるように支援する。退院支援の際、患者・家族や医療機関、介護・福祉関係機関等と情報共有や調整を十分に図る。主治医や看護師、その他患者に関わる職種で役割分担の下、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
退院支援件数(件)	290	400
医療相談件数(件)	382	700

(5) 地域災害拠点病院としての役割

西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、大規模な感染症や災害発生時の緊急時において、自治体の要請に応じて患者の受入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、感染患者の治療やワクチンの接種、蔓延防止対策の実施等に積極的に臨むと同時に、院内感染対策及び災害対応に関するマニュアルの整備や医療物資等の確保、他の関係医療機関や行政機関との連携を図る。特に、緊急時に重要な役割を担う災害派遣医療チーム(DMAT)は、感染症及び災害派遣先での適切な医療提供ができるような体制の整備に努める。

◆DMAT(Disaster Medical Assistance Team)

専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調査員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)などから構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機敏性を持った医療チーム。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図るため、医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、医師を始めとした医療職の確保に努める。また、院内における教育研修制度の充実や就労環境の向上、医師の負担軽減策の対応などによって医師の確保に努めるとともに、質の高い看護を提供できる看護師の確保に努め、適切な医療体制を維持する。

指標	2020年度実績	2024年度目標
常勤医師数(名)	3	6
看護師数(名)	57	59

(2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のため、医療安全管理室を中心に医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全策の徹底に努める。特に、新型コロナウイルス等の感染症に対しては、適切な院内感染防止対策を実施し安心・安全な医療の提供に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
医療安全管理委員会開催数(回)	12	12
院内医療安全研修会回数(回)	2	2
院内感染対策委員会開催数(回)	12	12
院内感染研修会回数(回)	2	2
院外研修への参加回数(回)	18	25

(3) クリティカルパス導入の推進

クリティカルパス(病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書)の作成及び入院患者への適用によって、一貫性のある医療を提供し、治療効果の向上を図る。また、地域連携クリティカルパスの運用を目指し、地域の医療機関との情報共有やスムーズな患者の受け渡しによる、切れ目のない医療の提供の実現に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
クリティカルパス数(種類)	20	26
地域連携クリティカルパス数(種類)	0	1

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

法人に求められる高度で質の高い医療を切れ目なく提供できるように、高度医療機器等の整備計画を作成し、計画的な整備・更新を行う。なお、高額機器導入等については、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、計画的に更新・整備を行う。

(5) 研修制度の確立

ア 医師

医療水準を向上させるため、地域医療に貢献できる医師の確保に努めるとともに、専門医、認定医、指導医の資格取得に向けた活動や学会等への参加を可能とする支援体制を整備し、教育・研修体制の充実等に取り組む。

イ 看護師

中堅看護師から新人看護師へのスキル移管を積極的に行うとともに、特定看護師や認定看護師等の資格取得等を支援する専門・特定認定看護師等育成奨学金の活用や、教育・研修システムを積極的に活用する。また、年間の研修計画を策定し、計画に基づいた確実な実行に努める。

ウ その他医療職

その他医療職については、部門間の情報共有や連携強化に取り組むとともに、専門性向上のための資格取得等を支援する体制を整備し、地域医療に必要な専門性や医療技術の向上を図る。

エ 事務職

事務職については、診療報酬改定など外部環境の変化に対応できる人材を育成するため、外部研修等の受講や院内の勉強会等を適宜計画して、経営や運営に関する知識や経験を蓄積する。

指標	2020年度実績	2024年度目標
専門医、認定医、指導医等資格取得数	8	14
認定・特定看護師資格取得者数(名)	0	5
その他医療職による外部研修(回)	18	100
事務職による院内勉強会開催(回)	3	3

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で患者に合った治療方法を選択できるようインフォームド・コンセント(患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。)を徹底し、患者の意思を尊重し、信頼を得られる医療を提供する。また、患者が他の医療機関でのセカンド・オピニオン(診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くことをいう。)を希望する場合は適切に対応する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、外来診療や入院患者への面会規制などに対しては、適切な情報発信を図り、誠意を持って患者中心の医療を提供する。

(2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室や待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。待ち時間については、患者の流れの見直しや業務の改善に取り組み、その短縮に努める。また、退院時アンケートなどを実施して患者ニーズを正確に把握し、改善に取り組む。

(3) 情報発信の推進

病院のホームページや西都市の広報紙など多様な媒体を活用し、法人が提供するサービスや取り組み等の情報を分かりやすく発信する。また、新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に感染症の予防対策などを伝える為に、看護巡回講座等を定期的で開催し、情報発信を図る。さらに、地域の医療機関との連携や役割分担についても積極的に情報提供し、地域住民の理解を深める。

(4) 職員の接遇向上

全職員を対象とした、専門講師による接遇研修を計画的に実施し、接遇に対する知識や理解を深めて、患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
院内接遇研修回数(回)	1	1
院内接遇研修参加人数(人)	全職員	全職員

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成

大学医学部の臨床研修協力施設として、初期研修医の短期研修を行い、充実した教育研修体制を確立することで、若手医師が将来戻ってきたいと感じることのできる病院を構築し、公的医療機関として将来にわたって地域医療の確保に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
卒後臨床研修医受入数(人)	3	3
その他医療職等受入数(人)	28	35

(2) 健診等の実施による疾病予防の推進

西都市や地元医師会と連携して、生活習慣病予防健診や特定健診の受診率向上に努める。更に、事業所健診への取り組みなどを通して、住民の疾病予防の推進と予防医学への意識を高める。また、新型コロナワクチン接種には、西都市や医師会と連携して積極的に取り組み、公的病院の役割を果たす。

指標	2020年度実績	2024年度目標
健康診断受診者数(人)	1,187	1,900
健康診断内視鏡受診者数(人)	153	600

5 法令遵守

医療法(昭和23年法律第205号)をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行う。また、診療録(カルテ)等の個人情報については、西都市個人情報保護条例(平成15年西都市条例第2号)に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利が侵害されないよう保護管理するとともに、市の規程に準じて患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の強化

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事会を定期的に開催して法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾力的な運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を維持する。さらに、毎月の収支報告及び各診療科・部門の業績を集計し、運営の進捗状況を把握できる経営会議を開催し、中期計画及び年度計画の着実な実行で、中期目標の達成を図る。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行う。

(2) 適切な人員配置

中期目標の着実な達成に向けて、計画的に適正な人員配置を行うとともに、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供する。診療報酬改定などの外部環境の変化に応じて、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置して、診療体制の充実に向けて必要な人員の確保に努める。

(3) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスに配慮した多様な雇用形態の導入や、経験豊富な再雇用者のニーズを踏まえた環境づくりを行い、健康管理、労働安全衛生の確保など、働きやすい職場環境の整備に努める。

(4) 人事評価制度の運用

人事評価の基本方針として、職員の努力が適正に評価され、業績や能力を的確に反映できるような人事評価制度の運用を図り、ガバナンスの強化や職場環境の整備などへも繋げる。

(5) 病院機能評価の活用

第三者による専門的かつ学術的見地に基づき、医療の質の維持向上を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。新病院移転後の速やかな認定取得を目指し、組織体制の強化など必要な準備を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

病院の経営・運営の柱となる、常勤医師の確保に努め、患者数増加による収入の増加を図る。また、地域の医療機関との連携強化に伴う、診療機能の明確化や診療報酬改定への迅速かつ的確な対応と請求漏れや査定減を防止する。未収金発生の防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策に取り組む。さらに、医療の標準化を進め、より適切な医療を提供しながら収益の確保を図るため、急性期病院として必要なDPC(診断群分類包括評価)の導入に向けた計画的な取り組みをすすめる。

指標		2020年度実績	2024年度目標
入院	病床利用率(%)	34.9	54.9
	新規入院患者数(人)	658	1,000
	平均在院日数(日)	17	18以下
外来	1日当たりの外来患者数(人)	41.9	47.5

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施を図る。医療機器の購入や委託契約等については、必要不可欠な機器や委託契約を厳選した上で更新し、購入費用とランニングコストについて総合的評価をしたうえで、業務内容の見直しや複数年契約の導入などにより、効率的・効果的な事業運営に努める。

(3) 役割と負担の明確化

西都市からの要請等に基づき提供する政策的医療のうち、効率的な経営を行ってもなお不採算となる部門の経費については、運営費負担金として市からの経費負担があるが、それ以外の事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって運営に臨む。法人は健全な経営を継続していくために取り組むべき課題を明確にし、その課題解決に向けた計画的な取組みを進めることで、経営基盤の安定と強化に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
医業収支比率(%)	66.23	84.43
経常損益(千円)	-196,828	16,199

◆ 医業収支比率: (医業収益 ÷ 医業費用) × 100

第5 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算(2022年度から2024年度まで)

(単位:千円)

区 分		金 額
収入		
営業収益		3,085,421
医業収益		3,065,535
運営費負担金収益		0
補助金等収益		0
その他営業収益		19,886
営業外収益		760,226
運営費負担金収益		465,000
補助金等収益		286,000
その他営業外収益		9,226
資本収入		51,080
運営費負担金		0
長期借入金		0
その他資本収入		51,080
臨時利益		3
計		3,896,730
支出		
営業費用		3,820,205
医業費用		3,820,205
給与費		2,158,606
材料費		836,586
経費		672,919
研究研修費		13,876
減価償却費		138,218
営業外費用		578
資本支出		95,529
建設改良費		84,840
投資		2,880
償還金		7,809
その他資本支出		0
臨時損失		9,000
予備費		1,200
計		3,926,512

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中の総額 2,158,606 千円を見込む。

この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の見積り】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算定する。

2 収支計画(2022年度から2024年度まで)

(単位:千円)

区 分		金 額
収益の部		3,831,458
収益の部	営業収益	3,072,064
	医業収益	3,052,349
	資産見返負債戻入	17,978
	その他営業収益	1,737
	営業外収益	759,391
	運営費負担金収益	465,000
	補助金等収益	286,000
	その他営業外収益	8,391
	臨時利益	3
	費用の部	
費用の部	営業費用	3,683,658
	医業費用	3,683,658
	給与費	2,156,243
	材料費	760,537
	経費	615,999
	研究研修費	12,661
	減価償却費	138,218
	営業外費用	111,227
	臨時損失	9,000
	純利益	
目的積立金取崩額		0
総利益		27,573

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画(2022年度から2024年度まで)

(単位:千円)

区 分	金 額
資金収入	3,878,752
業務活動による収入	3,827,672
診療業務による収入	3,067,443
運営費負担金による収入	465,000
補助金等による収入	286,000
その他の業務活動による収入	9,229
投資活動による収入	51,080
運営費負担金による収入	50,000
その他の投資活動による収入	1,080
財務活動による収入	0
長期借入金による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	3,778,094
業務活動による支出	3,682,565
給与費支出	2,158,606
材料費支出	836,586
その他の業務活動による支出	687,373
投資活動による支出	87,720
有形固定資産の取得による支出	84,840
その他の投資活動による支出	2,880
財務活動による支出	7,809
長期借入金の返済による支出	0
その他の財務活動による支出	7,809
次期中期目標の期間への繰越金	100,658

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 200 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当(賞与)の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、医療サービスの充実や病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

病院の診療料金及びその他諸料金は次に定める額とする。

- (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあつては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3 その他

前2項に定めるもののほか、料金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(2022 年度から 2024 年度まで)

施設及び設備の内容	予定額
病院施設・設備の整備(千円)	50,000
医療機器等の整備・更新(千円)	34,840

2 法第 40 条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 施設の維持

昭和 55 年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。

第12 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき事項

(1) 病院施設整備に向けた取組み

地域医療の安定的な提供において、法人が担っていくべき役割及び機能を明確にし、市及び関係機関との連携の下、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努める。

第3期中期目標・第3期中期計画（案）対照表

第3期中期目標	第3期中期計画（案）
<p>前文</p> <p>地方独立行政法人西都児湯医療センターは、平成28年4月1日の設立以来、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、唯一の地域災害拠点病院として、地域医療の中心的役割を担えるよう機能の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる病院運営を心がけ、質の高い医療サービスの提供に努めてきた。</p> <p>平成31年度から令和3年度までの第2期中期目標期間においては、令和2年度は常勤医師の退職による診療機能の縮小で脳疾患や内科疾患における二次救急医療の提供が困難となり、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えもあり、法人設立後初の赤字決算となり厳しい状況が続いているが、第3期中期目標期間においては、常勤医師の確保等による医療機能の充実と経営基盤の安定が求められる。</p> <p>今後、人口減少、少子・超高齢社会の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、医療センターを取り巻く医療環境は大きく変化していくことが予想される。しかし、「緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供」は、設立当初から変わらない地域住民の願いである。医療センターがこの中期目標としての役割を果たすと政治家としての強みを最大限に発揮し、公的病院としての役割を果たすとともに、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域の医療機関及び市と緊密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 2022（令和4）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの3年間とする。</p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）は、地域に必要な救急医療体制を備えた病院として、定款第1条に定める設立目的である、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与して、患者や地域に信頼される公的医療機関として安定的かつ継続的な運営を目指す。</p> <p>特に、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、感染患者の治療やワクチン接種等に積極的に臨み、公的医療機関としての役割を果たすと同時に、常勤医師の確保等によって医療機能の充実と経営基盤の安定に努める。</p> <p>西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み。</p> <p>そこで、西都市長から示された中期目標を達成するため、以下の中期計画を定める。</p> <p>第1 中期計画の期間 2022（令和4）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの3年間とする。</p>

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとつて不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実を努めること。また、法人での対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

現在、西都児湯医療圏からは約5割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携をして、医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。更なる常勤医師の確保に努め、緊急性の高い脳疾患や整形外科及び当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の診療体制の整備を図り、二次救急医療の提供を行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
手術件数 (件)	98	155
内視鏡検査件数 (件)	154	170

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

夜間急病センターを備える西都児湯医療圏で唯一の医療機関として、地域住民のニーズに応えられるよう、医療職の確保とレベルの向上を図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学医学部の協力を得て、救急受入体制の確実な維持と充実に努める。また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする医療圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行った上で搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
救急車搬入件数 (件)	576	800
救急車応需率 (%)	60.5	68.0

(3) 地域医療連携の推進

地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病連携・病診連携を推進すること。また、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(3) 地域医療連携の推進

西都児湯医療圏の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と協力体制を強化し、病病連携・病診連携を推進する。地域の医療機関と協力し紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

指標	2020年度実績	2024年度目標
紹介率 (%)	20.3	24.0 以上
逆紹介率 (%)	76.2	60.0 以上

◆ 紹介率：

紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 初診の救急車搬入患者数 - 初診の夜間休日受診患者数) × 100

◆ 逆紹介率：

逆紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 初診の救急車搬入患者数 - 初診の夜間休日受診患者数) × 100

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

主治医やケアマネジャー等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。また、地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

在宅医療の充実に向けて、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、入院患者の在宅医療への移行が円滑に行えるように支援する。退院支援の際、患者・家族や医療機関、介護・福祉関係機関等と情報共有や調整を十分に図る。主治医や看護師、その他患者に関わる職種で役割分担の下、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。

指標	2020年度実績	2024年度目標
退院支援件数 (件)	290	400
医療相談件数 (件)	382	700

<p>(5) 地域災害拠点病院としての役割</p> <p>西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、大規模な感染症や災害発生時の緊急時に際して、自治体の要請に応じて患者の受入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、感染患者の治療やワクチンの接種、蔓延防止対策の実施等に積極的に臨むと同時に、院内感染対策及び災害対応に関するマニュアルの整備や医療物資等の確保、他の関係医療機関や行政機関との連携を図る。特に、緊急時に重要な役割を担う災害派遣医療チーム (DMAT) は、感染症及び災害派遣先での適切な医療提供ができるよう体制の整備に努める。</p> <p>◆DMAT (Disaster Medical Assistance Team)</p> <p>専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調査員 (医師・看護師以外の医療職及び事務職員) などから構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において急性期 (おおむね 48 時間以内) に活動できる機敏性を持った医療チーム。</p>	<p>(1) 医療スタッフの確保</p> <p>急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図るため、医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、医師を始めとした医療職の確保に努める。また、院内における教育研修制度の充実や就労環境の向上、医師の負担軽減策の対応などによって医師の確保に努めるとともに、質の高い看護を提供できる看護師の確保に努め、適切な医療体制を維持する。</p>
<p>(5) 地域災害拠点病院としての役割</p> <p>今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時に際して、西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、災害時に地域災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保や災害医療訓練を実施するなど、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。また、特に大規模な感染症の発生時には、新型コロナウイルス感染症に際しての経験をもとに、感染症のまん延防止対策を確保すること。</p>	<p>(1) 医療スタッフの確保</p> <p>医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、地域住民に信頼される優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。</p>
<p>2 医療の質の向上</p>	<p>(2) 医療安全対策の徹底</p>

指標	2020年度実績	2024年度目標
常勤医師数 (名)	3	6
看護師数 (名)	57	59

患者及び地域住民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全管理室を中心に医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

患者や職員に関する安全の確保のため、医療安全管理室を中心に医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全策の徹底に努める。特に、新型コロナウイルス等の感染症に対しては、適切な院内感染防止対策を実施し安心・安全な医療の提供に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
医療安全管理委員会開催数 (回)	12	12
院内医療安全研修会回数 (回)	2	2
院内感染対策委員会開催数 (回)	12	12
院内感染研修会回数 (回)	2	2
院外研修への参加回数 (回)	18	25

(3) クリティカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス(病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書)の作成及び運用を進めるとともに、転院後あるいは退院後の医療が円滑に行えるよう地域の医療機関との連携を図ること。

(3) クリティカルパス導入の推進

クリティカルパス(病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書)の作成及び入院患者への適用によって、一貫性のある医療を提供し、治療効果の向上を図る。また、地域連携クリティカルパスの運用を目指し、地域の医療機関との情報共有やスムーズな患者の受け渡しによる、切れ目のない医療の提供の実現に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
クリティカルパス数(種類)	20	26
地域連携クリティカルパス数(種類)	0	1

<p>(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備 地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実を努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。なお、更新・整備にあたっては、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、適切に実施すること。</p> <p>(5) 研修制度の確立 職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。</p>	<p>(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備 法人に求められる高度で質の高い医療を切れ目なく提供できるように、高度医療機器等の整備計画を作成し、計画的な整備・更新を行う。なお、高額機器導入等については、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、計画的に更新・整備を行う。</p> <p>(5) 研修制度の確立 ア 医師 医療水準を向上させるため、地域医療に貢献できる医師の確保に努めるとともに、専門医、認定医、指導医の資格取得に向けた活動や学会等への参加を可能とする支援体制を整備し、教育・研修体制の充実等に取り組み。</p> <p>イ 看護師 中堅看護師から新人看護師へのスキル移管を積極的に行うとともに、特定看護師や認定看護師等の資格取得等を支援する専門・特定認定看護師等育成奨学金の活用や、教育・研修システムを積極的に活用する。また、年間の研修計画を策定し、計画に基づいた確実な実行に努める。</p> <p>ウ その他医療職 その他医療職については、部門間の情報共有や連携強化に取り組むとともに、専門性向上のための資格取得等を支援する体制を整備し、地域医療に必要な専門性や医療技術の向上を図る。</p> <p>エ 事務職 事務職については、診療報酬改定など外部環境の変化に対応できる人材を育成するため、外部研修等の受講や院内の勉強会等を適宜計画して、経営や運営に関する知識や経験を蓄積する。</p>
--	--

	指標	2020年度実績	2024年度目標
	専門医、認定医、指導 医等資格取得数	8	14
	認定・特定看護師資格 取得者数 (名)	0	5
	その他医療職による外 部研修 (回)	18	100
	事務職による院内勉強 会開催 (回)	3	3

<p>3 患者サービス</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で患者に合った治療方法を選択できるようインフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者の意思を尊重し、信頼を得られる医療を提供する。また、患者が他の医療機関でのセカンド・オピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くことをいう。）を希望する場合は適切に対応する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、外来診療や入院患者への面会規制などに対しては、適切な情報発信を図り、誠意を持って患者中心の医療を提供する。</p> <p>(2) 快適性の向上</p> <p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室や待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。待ち時間については、患者の流れの見直しや業務の改善に取り組み、その短縮に努める。また、退院時アンケートなどを実施して患者ニーズを正確に把握し、改善に取り組む。</p> <p>(3) 情報発信の推進</p> <p>病院のホームページや西都市の広報紙など多様な媒体を活用し、法人が提供するサービスや取り組み等の情報を分かりやすく発信する。また、新型コロナ</p>	<p>3 患者サービス</p> <p>(1) 患者中心の医療の提供</p> <p>医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者やその家族に必要とされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフが連携するチーム医療を図ること。</p> <p>(2) 快適性の向上</p> <p>診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図るとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>(3) 情報発信の推進</p> <p>病院が提供するサービスや取り組みについて、ホームページやその他の媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関に対して分かりやすい情報の提</p>
---	--

供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。また、正職員に限らず、臨時職員等も含めた全職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

コロナウイルス感染症対策として、地域住民に感染症の予防対策などを伝える為に、看護巡回講座等を定期的に開催し、情報発信を図る。さらに、地域の医療機関との連携や役割分担についても積極的に情報提供し、地域住民の理解を深める。

(4) 職員の接遇向上

全職員を対象とした、専門講師による接遇研修を計画的に実施し、接遇に対する知識や理解を深めて、患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
院内接遇研修回数 (回)	1	1
院内接遇研修参加 人数 (人)	全職員	全職員

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成
臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成
大学医学部の臨床研修協力施設として、初期研修医の短期研修を行い、充実した教育研修体制を確立することで、若手医師が将来戻ってきたいと感じることのできる病院を構築し、公的医療機関として将来にわたって地域医療の確保に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
卒後臨床研修医受 入数 (人)	3	3
その他医療職等受 入数 (人)	28	35

<p>(2) 健診等の実施による疾病予防の推進 西都市や地元医師会と連携して、生活習慣病予防健診や特定健診の受診率向上に努める。更に、事業所健診への取り組みなどを通して、住民の疾病予防の推進と予防医学への意識を高める。また、新型コロナウイルスワクチン接種には、西都市や医師会と連携して積極的に取り組み、公的病院の役割を果たす。</p>	<p>(2) 健診等の実施による疾病予防の推進 市民の健康増進を図るため、市など関係機関と連携・協力して各種健診等を推進するとともに、予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に努めること。</p>
<p>5 法令遵守 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	<p>5 法令遵守 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>

指標	2020年度実績	2024年度目標
健康診断受診者数（人）	1,187	1,900
健康診断内視鏡受診者数（人）	153	600

5 法令遵守
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行う。また、診療録（カルテ）等の個人情報については、西都市個人情報保護条例（平成 15 年西都市条例第 2 号）に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利が侵害されないことがないよう保護管理するとともに、市の規程に準じて患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の強化
法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事会を定期的に開催して法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾力的な運営のもと、効果的かつ効果的な運営管理体制を維持する。さらに、毎月の収支報告及び各診療科・部門の業績を集計し、運営の進捗状況を把握できる経営会議を開催し、中期計画及び年度計画の着実な実行で、中期目標の達成を図る。

<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 効率的な予算の執行 職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総合的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な執行を行う。</p> <p>(2) 適切な人員配置 中期目標の着実な達成に向けて、計画的に適正な人員配置を行うとともに、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供する。診療報酬改定などの外部環境の変化に応じて、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置して、診療体制の充実に向けて必要な人員の確保に努める。</p> <p>(3) 働きやすい職場環境の整備 職員のワークライフバランスに配慮した多様な雇用形態の導入や、経験豊富な再雇用のニーズを踏まえた環境づくりを行い、健康管理、労働安全衛生の確保など、働きやすい職場環境の整備に努める。</p> <p>(4) 人事評価制度の運用 人事評価の基本方針として、職員の努力が適正に評価され、業績や能力の確に反映できるように人事評価制度の運用を図り、ガバナンスの強化や職場環境の整備などへも繋げる。</p> <p>(5) 病院機能評価の活用 第三者による専門的かつ学術的見地に基づき、医療の質の維持向上を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。新病院移転後の速やかな認定取得を目指し、組織体制の強化など必要な準備を進める。</p>	<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 効率的な予算の執行 職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総合的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な執行を行う。</p> <p>(2) 適切な人員配置 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切に配置すること。</p> <p>(3) 働きやすい職場環境の整備 働き方改革に対応した医師を含む医療従事者の勤務制度の構築に努めるとともに、ワークライフバランスの推進を図り、メンタルヘルスを含めた健康管理や職場の安全衛生の確保など、働きやすく働きがいのある職場環境の整備に努めること。</p> <p>(4) 人事評価制度の運用 職員の能力や実績を重視し、適切な人事管理を行うことによって、職員全員が常にサービスの向上と業務改善の意識を持って職務を遂行する職場づくりを推進すること。</p> <p>(5) 病院機能評価の活用 医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定に取り組みとともに、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 収入の確保 病院の経営・運営の柱となる、常勤医師の確保に努め、患者数増加による収入の増加を図る。また、地域の医療機関との連携強化に伴う、診療機能の明確化や診療報酬改定への迅速かつ的確な対応と請求漏れや査定減を防止</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>(1) 収入の確保 法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回</p>

収に努めること。

する。未収金発生防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策に
取り組む。さらに、医療の標準化を進め、より適切な医療を提供しながら収
益の確保を図るため、急性期病院として必要なDPC（診断群分類包括評価）
の導入に向けた計画的な取り組みをすすめる。

指標		2020年度実績	2024年度目標
入院	病床利用率 (%)	34.9	54.9
	新規入院患者数 (人)	658	1,000
外来	平均在院日数 (日)	17	18以下
	1日当たりの外 来患者数 (人)	41.9	47.5

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多
様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的
な事業運営に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した
価格交渉の実施を図る。医療機器の購入や委託契約等については、必要不可
欠な機器や委託契約を厳選したうえで更新し、購入費用とランニングコストに
ついて総合的評価をしたらうえで、業務内容の見直しや複数年契約の導入など
により、効率的・効果的な事業運営に努める。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合には、その部門で
は採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役
割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市
は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率
的・効果的な業務運営を行うこと。

(3) 役割と負担の明確化

西都市からの要請等に基づき提供する政策的医療のうち、効率的な経営を
行ってもなお不採算となる部門の経費については、運営費負担金として市か
らの経費負担があるが、それ以外の事業経費については、法人の事業経営に
伴う収入をもって運営に臨む。法人は健全な経営を継続していくために取り
組むべき課題を明確にし、その課題解決に向けた計画的な取組みを進めるこ
とで、経営基盤の安定と強化に努める。

指標	2020年度実績	2024年度目標
医業収支比率 (%)	66.23	84.43
経常損益 (千円)	-196,828	16,199

◆ 医業収支比率：(医業収益 ÷ 医業費用) × 100

第5 予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1 予算 (2022 年度から 2024 年度まで)

(単位：千円)

区分	金額
収入	
営業収益	3,085,421
医業収益	3,065,535
運営費負担金収益	0
補助金等収益	0
その他営業収益	19,886
営業外収益	760,226
運営費負担金収益	465,000
補助金等収益	286,000
その他営業外収益	9,226
資本収入	51,080
運営費負担金	0
長期借入金	0
その他資本収入	51,080
臨時利益	3
計	3,896,730
支出	
営業費用	3,820,205
医業費用	38,20,205
給与費	2,158,606
材料費	836,586
経費	672,919
研究研修費	13,876
減価償却費	138,218

	営業外費用	578
	資本支出	95,529
	建設改良費	84,840
	投資	2,880
	償還金	7,809
	その他資本支出	0
	臨時損失	9,000
	予備費	1,200
	計	3,926,512

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】
 期間中の総額 2,158,606 千円を見込む。
 この額は、法人の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の見積り】
 運営費負担金については、毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算定する。

2 収支計画 (2022 年度から 2024 年度まで)

(単位：千円)

区分	金額
収益の部	
営業収益	3,831,458
医業収益	3,072,064
資産見返負債戻入	3,052,349
その他営業収益	17,978
その他営業収益	1,737
営業外収益	759,391
運営費負担金収益	465,000
補助金等収益	286,000
その他営業外収益	8,391
臨時利益	3
費用の部	
営業費用	3,803,885
医業費用	3,683,658
給与費	2,156,243
材料費	760,537
経費	615,999
研究研修費	12,661
減価償却費	138,218
営業外費用	111,227
臨時損失	9,000
純利益	27,573
目的積立金取崩額	0
総利益	27,573

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画 (2022 年度から 2024 年度まで)

(単位：千円)

区分	金額
資金収入	3,878,752
業務活動による収入	3,827,672
診療業務による収入	3,067,443
運営費負担金による収入	465,000
補助金等による収入	286,000
その他の業務活動による収入	9,229
投資活動による収入	51,080
運営費負担金による収入	50,000
その他の投資活動による収入	1,080
財務活動による収入	0
長期借入金による収入	0
その他の財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	3,778,094
業務活動による支出	3,682,565
給与費支出	2,158,606
材料費支出	836,586
その他の業務活動による支出	687,373
投資活動による支出	87,720
有形固定資産の取得による支出	84,840
その他の投資活動による支出	2,880
財務活動による支出	7,809
長期借入金の返済による支出	0
その他の財務活動による支出	7,809
次期中期目標の期間への繰越金	100,658

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 200 百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生事由 (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応</p> <p>第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p> <p>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p> <p>第9 剰余金の使途</p> <p>計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、医療サービスの充実や病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。</p> <p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 診療料金等 病院の診療料金及びその他諸料金は次に定める額とする。</p> <p>(1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70</p>	
--	--

<p>号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他の法令等により算定した額とする。</p> <p>(2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。</p> <p>(3) 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 料金の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。</p> <p>3 その他 前2項に定めるもののほか、料金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>第11 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画(2022年度から2024年度まで)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設及び設備の内容</th> <th style="text-align: center;">予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">病院施設・設備の整備 (千円)</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療機器等の整備・更新 (千円)</td> <td style="text-align: center;">34,840</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	予定額	病院施設・設備の整備 (千円)	50,000	医療機器等の整備・更新 (千円)	34,840
施設及び設備の内容	予定額						
病院施設・設備の整備 (千円)	50,000						
医療機器等の整備・更新 (千円)	34,840						

<p>2 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に關する計画</p> <p>なし</p> <p>3 その他法人の業務運営に關し必要な事項 (1) 施設の維持 昭和 55 年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。</p> <p>第 12 その他業務運営に關する重要目標を達成するためとるべき事項</p> <p>(1) 病院施設整備に向けた取組み 地域医療の安定的な提供において、法人が担っていくべき役割及び機能を明確にし、市及び関係機関との連携の下、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努める。</p>	<p>第 5 その他業務運営に關する重要事項</p> <p>病院施設整備に向けた取組み 市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。また、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努めること。</p>
---	--

地方独立行政法人西都児湯医療センター 第3期中期目標

令和4年5月18日議決
第3回臨時議会第53号

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センターは、平成28年4月1日の設立以来、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、唯一の地域災害拠点病院として、地域医療の中心的役割を担えるよう機能の充実を図り、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる病院運営を心がけ、質の高い医療サービスの提供に努めてきた。

平成31年度から令和3年度までの第2期中期目標期間においては、令和2年度は常勤医師の退職による診療機能の縮小で脳疾患や内科疾患における二次救急医療の提供が困難となり、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えもあり、法人設立後初の赤字決算となり厳しい状況が続いているが、第3期中期目標期間においては、常勤医師の確保等による医療機能の充実と経営基盤の安定が求められる。

今後、人口減少、少子・超高齢社会の進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、医療センターを取り巻く医療環境は大きく変化していくことが予想される。しかし、「緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供」は、設立当初から変わらない地域住民の願いである。医療センターがこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを最大限に発揮し、公的病院としての役割を果たすとともに、西都児湯二次医療圏の中核的病院として、また、地域災害拠点病院として、地域の医療機関及び市と緊密に連携し、地域医療の水準の更なる向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

2022（令和4）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を

目指して、二次救急医療の提供を行うこと。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急医療については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(3) 地域医療連携の推進

地域の医療機関との連携及び協力体制の充実に努め、病病連携・病診連携を推進すること。また、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

主治医やケアマネジャー等に退院時カンファレンスへの参加を促すなど、在宅医療に係る関係機関との円滑な連携による退院支援を行うこと。また、地域医療ネットワークの連携を強化し、切れ目のない医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、地域の医療水準の向上に努めること。

(5) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、災害時に地域災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるように、平時においても、緊急時における連絡体制の確保や災害医療訓練を実施するなど、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。また、特に大規模な感染症の発生時には、新型コロナウイルス感染症に対応した経験をもとに、感染症のまん延防止対策を確保すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、地域住民に信頼される優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

患者及び地域住民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全管理室を中心に医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(3) クリティカルパス導入の推進

医療連携の強化と医療の標準化・最適化を図るため、クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の作成及び運用を進めるとともに、転院後あるいは退院後の医療が円滑に行えるよう地域の医療機関との連携を図ること。

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分

野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。なお、更新・整備にあたっては、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、適切に実施すること。

(5) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的な研修を行うこと。

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者やその家族に必要なとされる相談支援体制の強化を図るとともに、多職種の医療スタッフが連携するチーム医療を図ること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図るとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 情報発信の推進

病院が提供するサービスや取組みについて、ホームページやその他の媒体を活用し、住民や患者、地域の医療機関に対して分かりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。また、正職員に限らず、臨時職員等も含めた全職員の接遇研修を定期的に行うものとし、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、その向上に努めること。

4 公的医療機関としての役割

(1) 将来の地域医療を支える人材の育成

臨床研修医などの受入れを積極的に行うため、大学医学部などの医育機関との連携強化により教育研修体制を充実させ、若手医師の育成に貢献するとともに、地域の医療機関への定着の契機となるよう、公的医療機関としての役割を果たすこと。

(2) 健診等の実施による疾病予防の推進

市民の健康増進を図るため、市など関係機関と連携・協力して各種健診等を推進するとともに、予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に努めること。

5 法令遵守

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の強化

中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効率的及び効果的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行うこと。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行うこと。

(2) 適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切に配置すること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

働き方改革に対応した医師を含む医療従事者の勤務制度の構築に努めるとともに、ワークライフバランスの推進を図り、メンタルヘルスを含めた健康管理や職場の安全衛生の確保など、働きやすく働きがいのある職場環境の整備に努めること。

(4) 人事評価制度の運用

職員の能力や実績を重視し、適切な人事管理を行うことによって、職員全員が常にサービスの向上と業務改善の意識を持って職務を遂行する職場づくりを推進すること。

(5) 病院機能評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価の認定に取り組むとともに、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確

に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合には、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な事業運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院施設整備に向けた取組み

市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。また、新病院建設を早期に実現させるため、経営基盤の安定と強化に努めること。

地方独立行政法人西都児湯医療センター第2期中期計画

平成31年3月19日議決
第1回定例会議案第42号

前文

地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）は、地域に必要な救急医療体制を備えた病院として、地域住民への安心・安全な医療の提供及び健康の保持を図る使命を確実に果たすため、地域の医療機関や関係機関・団体と連携しつつ、公的医療機関として安定的かつ継続的な運営を目指す。

そこで、西都市長から示された中期目標を達成するため、以下の中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

- (1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供
- 現在、西都児湯医療圏からは約4割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携を図り、役割分担をしながら医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。特に高齢者に多くかつ緊急性の高い脳卒中等の脳疾患患者について、MRI装置やDSA装置といった高度医療機器を備える法人が積極的に受け入れ、また呼吸器、循環器及び消化器領域の内科疾患や整形外科疾患についても、専門性を活かして高度な医療を提供する。

◆MRI (Magnetic Resonance Imaging) 装置

磁気共鳴画像診断装置の略称。強い磁石と電波を使い、体内の状態を断面像として描写する装置で、X線を使わないため被ばくの心配がない。

◆DSA (Digital Subtraction Angiography) 装置

血管造影検査装置の略称。カテーテルという細い管を手足の血管から挿入し、目的血管まで進めて造影剤を注入することで血管の走行、形態を観察することができる。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
手術件数(件)	201	300
血管内治療(件)	40	49
t-PA 治療件数(件)	11	14
内視鏡検査件数(件)	240	270

◆t-PA (tissue-plasminogen activator) 治療

血栓を溶かす薬 (t-PA: 血栓溶解薬) を使って脳への血液の流れ (脳血流) を早期に回復させ、脳を障害から救う治療法。

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

夜間急病センターを備える地域で唯一の医療機関として受け入れ時間の延長など、地域住民のニーズに応えられるよう、医療職の確保とレベルアップを図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学からの支援協力をいただきながら、受入体制の確実な維持・充実に努める。

また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行ったうえで搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
救急車搬入件数(件)	836	900
救急車応需率(%)	65	75

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と協力体制を強化し、病病連携・病診連携を推進する。地域の医療機関と協力し紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
紹介率(%)	54.4	57 以上
逆紹介率(%)	75.0	77 以上

◆紹介率：

紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 初診の救急車搬入患者数 - 初診の夜間休日受診患者数) × 100

◆逆紹介率：

逆紹介患者数 ÷ (初診患者数 - 初診の救急車搬入患者数 - 初診の夜間休日受診患者数) × 100

(4) 在宅医療の充実に向けた支援

在宅医療の充実に向けて、入院早期より退院困難な要因を有する患者を把握し、入院患者の在宅医療への移行が円滑に行えるように支援する。退院支援の際、患者・家族や医療機関、介護・福祉関係機関等と情報共有や調整を十分に図る。主治医や看護師、その他患者に関わる職種で役割分担の下、チーム医療として在宅医療体制のサポートを行う。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
退院支援件数(件)	284	350
医療相談件数(件)	572	700

(5) 地域災害拠点病院としての役割

西都児湯二次医療圏の地域災害拠点病院として、災害発生時やその他の緊急時において、患者の受入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。

また、災害発生時等に万全な対応を図ることができるよう、院内災害対応マニュアルの整備や必要物品等の確保、他の二次医療機関をはじめとする関係医療機関との連携訓練の実施や広域災害対応訓練等への参加を通して、人材の育成に努める。特に、重要な役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣先での活動、他の災害派遣医療チームの受入れなど円滑な実施が図られるよう努める。

◆DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調査員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）などから構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場において急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機敏性を持った医療チーム。

2 医療の質の向上

(1) 医療スタッフの確保

急性期医療を担う地域の中核病院として地域医療の水準の維持向上を図るため、医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、新病院での体制整備を考慮した医療職確保を計画的に行う。

また、院内における教育研修制度の充実や就労環境の向上、医師の負担軽減策の実施によって優秀な医師の確保に努めるとともに、質の高い医療を提供するため優秀な看護師や医療技術職の確保に努め、適切な医療体制を維持する。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
常勤医師数(名)	6	8
看護師数(名)	59	75

(2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のため、医療安全管理室を中心に医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療安全策の徹底に努める。また、予防策を徹底し、各種の感染症に対して適切に対応し、患者の安全や職員の健康を確保するとともに、院内感染の防止に努める。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
医療安全管理委員会開催数(回)	12	12
院内医療安全研修会回数(回)	4	4
院内感染対策委員会開催数(回)	12	12
院内感染研修会回数(回)	2	4
院外研修への参加回数(回)	10	20

(3) クリティカルパス導入の推進

クリティカルパス（病気ごとに、治療や検査、看護ケアなどの内容及びタイムスケジュールを一覧表に表したもので、医療連携の標準化、効率化等に資する入院診療計画書）の作成及び入院患者への適用によって、一貫性のある医療を提供し、治療効果の向上を図る。

また、地域連携クリティカルパスの作成及び運用に向けた検討に着手し、地域の医療機関との情報共有やスムーズな患者の受け渡しによる切れ目のない医療の提供の実現を目指す。

指標	2017 年度実績	2021 年度目標
クリティカルパス数(種類)	7	20
地域連携クリティカルパス数(種類)	0	1

(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

法人に求められる高度で質の高い医療を切れ目なく提供できるように、高度医療機器等の整備計画を作成し、計画的な整備・更新を行う。なお、高額機器導入等については、費用対効果、地域の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して、計画的に更新・整備を行う。

(5) 研修制度の確立

ア 医師

医療水準を向上させるため、地域医療に貢献できる医師の確保に努めるとともに、専門医、認定医、指導医の資格取得に向けた活動や学会等への参加を可能

とする支援体制を整備し、教育・研修体制の充実等に取り組む。

イ 看護師

中堅看護師から新人看護師へのスキル移管を積極的に行うとともに、認定看護師等の資格取得等を支援する専門・認定看護師等育成奨学金の活用と、教育・研修システムを整備する。また、年間の研修計画を策定し、計画に基づいた確実な実行とともに、職員の意識向上を図る。

ウ その他医療職

その他医療職については、部門間の情報共有や連携強化に取り組むとともに、専門性向上のための資格取得等を支援する体制を整備し、地域医療に必要な専門性や医療技術の向上を図る。

エ 事務職

事務職については、診療報酬改定など外部環境の変化に対応できる人材を育成するため、外部研修等を受講するとともに、医療経営や病院運営に関する知識や経験を蓄積し、今後の改善につなげるための院内の勉強会等を適宜計画し実施する。

指標	2017年度実績	2021年度目標
専門医、認定医、指導医等資格取得数	11	14
認定看護師資格取得者数(名)	0	4
その他医療職による外部研修(回)	98	100
事務職による院内勉強会開催(回)	3	3

(注) 専門医、認定医、指導医等資格取得数は、29年9月1日現在で在籍している常勤医師の保有資格数

3 患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で患者に合った治療方法を選択できるようインフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底し、患者の意思を尊重し、他職種の医療スタッフが連携するチーム医療として支援する。

また、患者が他の医療機関でのセカンド・オピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くことをいう。）を希望する場合は適切に対応する。

(2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室や待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。待ち時間について

は、患者の流れの見直しや業務の改善に取り組み、その短縮に努める。また、退院時アンケートなどを実施して患者ニーズを正確に把握し、改善に取り組む。

(3) 情報発信の推進

ホームページや病院の広報誌など多様な媒体を活用し、法人が提供するサービスや取り組み等の情報を分かりやすく発信するとともに、地域の医療機関等との連携や役割分担について積極的に情報を提供し、地域住民が納得のうえで受診できる病院づくりに努める。

(4) 職員の接遇向上

全職員を対象とした接遇研修を計画的に実施し、接遇に対する知識や理解を深めるとともに、退院時アンケートを充実させ、その結果に応じた患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指標	2017年度実績	2021年度目標
院内接遇研修回数(回)	3	3
院内接遇研修参加人数(人)	108	全職員

4 公的医療機関としての役割

大学医学部の臨床研修協力施設として、初期研修医の短期研修を行い、充実した教育研修体制を確立することで、若手医師が将来戻ってきたいと感じることのできる病院を構築し、将来にわたって地域医療の確保に努める。

5 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行う。

また、診療録（カルテ）等の個人情報については、西都市個人情報保護条例（平成15年西都市条例第2号）に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、市の規程に準じて患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の強化

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長及び理事で構成する理事会を中心とした管理運営体制を強化する。また、法人の諸

規程の権限と責任に基づいた運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を維持し、適切な進捗管理を行う。さらに、毎月の収支報告及び各診療科・部門の業績を集計し、計画の進捗状況を管理し、中期計画及び年度計画の着実な達成を図る。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 効率的な予算の執行

職員のコスト意識の徹底を図り、事業の必要性や効果、緊急度などを総括的に見極め、的確な予算配分により、効率的・効果的な予算の執行を行う。

(2) 適切な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、柔軟な人事管理制度によって、診療報酬改定などの外部環境の変化に応じて医師をはじめとする職員を適切に配置する。

また、二交代制や短時間勤務など柔軟で多様な勤務体系を検討するなど、女性の医師や看護師等が働きやすい環境づくりを進め、診療体制の充実に必要な人員の確保に努める。

(3) 人事評価制度の運用

職員のモチベーション向上につながるように、職員の努力が適正に評価され、業績や能力を的確に反映できる公正で客観的な人事評価制度の運用を行う。

(4) 病院機能評価の活用

第三者による専門的かつ学術的見地に基づき、医療の質の維持向上を図る観点から、財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を目指す。なお、病院機能評価の認定を受けるための組織体制の強化、目標管理体制構築、業務改善等必要な準備を計画的に進める。

第4 財政内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

地域の医療機関との連携強化に伴う診療機能の明確化や診療報酬改定への迅速かつ的確な対応により、収入の維持・増加を図る。

また、請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。

さらに、医療の標準化を進め、より適切な医療を提供しながら収益の確保を図る。

指標		2017年度実績	2021年度目標
入院	病床利用率(%)	60.5	65.9
	新規入院患者数(人)	1,170	1,250
	平均在院日数(日)	16	18以下
外来	1日あたり外来患者数(人)	59.1	65

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入などにより、費用の削減を図る。

◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則として同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。

指標	2017年度実績	2021年度目標
ジェネリック医薬品採用率(%)	33.1	40

◆ジェネリック医薬品採用率：ジェネリック医薬品の数量÷（ジェネリック医薬品のある先発医薬品の数量+ジェネリック医薬品の数量）×100

(3) 役割と負担の明確化

市からの要請等に基づき提供する政策的医療のうち、効率的な経営を行ってもなお不採算となる部門の経費については、運営費負担金として市からの経費負担があるが、それ以外の事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充てなければならない。従って、法人が健全な経営を継続していくために取り組むべき課題を明確にし、その課題解決に向けた計画的な取組みを進めることで、経営基盤の安定と強化を図る。

指標	2017年度実績	2021年度目標
医業収支比率(%)	93.52	97.52
経常損益(千円)	45,352	97,412

◆医業収支比率：(医業収益÷医業費用)×100

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（2019年度から2021年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収入		
営業収益		4,241,398
医業収益		4,232,227
運営費負担金収益		0
補助金等収益		0
その他営業収益		9,171
営業外収益		545,277
運営費負担金収益		448,427
補助金等収益		93,672
その他営業外収益		3,178
資本収入		4,151,314
運営費負担金		0
長期借入金		4,151,314
その他資本収入		0
臨時利益		3
計		8,937,992
支出		
営業費用		4,420,544
医業費用		4,420,544
給与費		2,433,885
材料費		1,114,661
経費		720,541
研究研修費		29,965
減価償却費		121,492
営業外費用		8,598
資本支出		4,279,857
建設改良費		4,180,814
投資		17,280
償還金		81,763
その他資本支出		0
臨時損失		18,000
予備費		1,200
計		8,728,199

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中の総額 2,433,885 千円を見込む。

この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の見積り】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算定する。

2 収支計画（2019年度から2021年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収益の部		4,775,591
収益の部	営業収益	4,230,600
	医業収益	4,221,608
	資産見返負債戻入	7,190
	その他営業収益	1,802
	営業外収益	544,988
	運営費負担金収益	448,427
	補助金等収益	93,672
	その他営業外収益	2,889
	臨時利益	3
	費用の部	
費用の部	営業費用	4,266,352
	医業費用	4,266,352
	給与費	2,431,023
	材料費	1,016,412
	経費	670,076
	研究研修費	27,349
	減価償却費	121,492
	営業外費用	157,643
	臨時損失	17,966
	純利益	
目的積立金取崩額		0
総利益		333,630

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（2019年度から2021年度まで）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	9,298,341
業務活動による収入	4,779,490
診療業務による収入	4,234,210
運営費負担金による収入	448,427
補助金等による収入	93,672
その他の業務活動による収入	3,181
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,151,314
長期借入金による収入	4,151,314
その他の財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	367,537
資金支出	8,587,507
業務活動による支出	4,307,650
給与費支出	2,433,884
材料費支出	1,114,662
その他の業務活動による支出	759,104
投資活動による支出	4,198,094
有形固定資産の取得による支出	4,180,814
その他の投資活動による支出	17,280
財務活動による支出	81,763
長期借入金の返済による支出	0
その他の財務活動による支出	81,763
次期中期目標の期間への繰越金	710,834

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 200 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、医療サービスの充実や病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 診療料金等

病院の診療料金及びその他諸料金は次に定める額とする。

- (1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、その他の法令等により算定した額とする。
- (2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。
- (3) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

- 3 その他
前2項に定めるもののほか、料金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第11 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画（2019年度から2021年度まで）

施設及び設備の内容	予定額
病院施設・設備の整備（千円）	3,570,314
医療機器等の整備・更新（千円）	610,500

- 2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
なし

- 3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

- (1) 施設の維持

昭和55年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。

第12 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき事項

病院施設整備に向けた取組み

「地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本計画」に基づき、期間内に用地取得、基本設計、実施設計を完了し建設工事に着手する。あわせて、医療機器の選定作業を行う。

令和4年度審議事項等と評価委員会スケジュール

1. 審議事項等

	審議事項等	法規定	条例規定
1	第3期中期計画	—	第2条第1項第1号
2	令和3事業年度の業務実績評価	—	第2条第1項第2号
3	第2期中期目標期間の業務実績評価	—	第2条第1項第2号

2. 評価委員会スケジュール（予定）

回	月 日	審 議 事 項			
		第3期 中期計画	令和3事業年度 業務実績評価	第2期中期目標期間 業務実績評価	
第1回	6月16日	審議			
第2回	7月中旬	審議 意見とりまとめ	審議	審議	
第3回	8月中旬	↓	審議 意見とりまとめ	審議 意見とりまとめ	
		議 会 (上程)	↓	↓	
			9月議会 (報告)		